

物品供給等随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立十三市民病院

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	CT撮影装置(Activion16)X線管球 買入	医療用機器	東芝メディカルシステムズ(株)関西支社	15,645,000	平成25年5月22日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	セントラルモニター式 買入	医療用機器	日本光電(株)	2,929,500	平成25年6月24日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
3	マンモグラフィ検診用画像表示システム	医療用機器	富士フイルムメディカル(株)	1,627,500	平成25年10月10日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

## 特名理由書

1 案件名称

東芝 X 線 CT 装置 (Activion16) X 線管球買入

2 契約の相手方

東芝メディカルシステムズ株式会社関西支社

3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている X 線 C T 装置は東芝メディカルシステムズ株式会社製である。買い入れる管球は東芝電子管デバイス株式会社が独自に開発・製造されたものであり、他社の管球とは互換性がない。また、販売（代理）会社が独占販売しており、競争を許していないものである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の適用により、上記業者と特名契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号

5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課 （電話番号 06-6150-8025）

## 特名理由書

## 1 案件名称

セントラルモニター式買入

## 2 契約の相手方

日本光電関西株式会社

## 3 随意契約理由

日本光電工業株式会社製のセントラルモニタは、日本光電関西株式会社が唯一の販売代理店となっているため、他の業者より購入できない。

よって、当該物品の買入契約は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するため、日本光電関西株式会社に特名随意契約するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号

## 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

## 特名理由書

## 1 案件名称

マンモグラフィ検診用画像表示システム

## 2 契約の相手方

富士フィルムメディカル株式会社

## 3 随意契約理由

富士フィルムメディカル製のマンモグラフィ検診用画像表示システム（MONMO VIEWER V3.0）は、同社が唯一の販売代理店となっているため、他の業者より購入できない。

よって、当該物品の買入契約は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するため、富士フィルムメディカル株式会社に特名随意契約するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号

## 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）